

●Q&A 相続●

Q:夫が亡くなり、相続の手続をしなければなりません。遺言書がない場合の相続人は、どのようにして決まるのでしょうか？また、相続分はどのくらいになるのでしょうか？

相続人となる権利がある方は、法定相続人といって法律で決まっています。まず、配偶者である奥様は、常に相続人となることができます。ただし、婚姻届が出されている場合のみとなるので注意が必要です。次に、第①順位として子と孫、第②順位として父母と祖父母です。そして、子や孫、父母や祖父母がいないときに第③順位の兄弟姉妹となります。

子供は、実子と養子の別を問いません。胎児についても、既に生まれたものとみなされます。内縁関係で生まれてきた子供は、認知しておかないと相続権が発生しません。いわゆる愛人の子は、認知してもらっているか否かで違いが出てくるので、こちらも注意が必要です。

相続人が複数存在する場合の相続分に関しては以下のとおりです。

① 配偶者+子=配偶者：2分の1+子：2分の1

となりますが、子が複数存在する場合には2分の1を均等配分するので、たとえば子が2人の場合は、各々の相続分は4分の1となります。

② 配偶者+親=配偶者：3分の2+親：3分の1

配偶者と子の組み合わせに比べて、配偶者と親の組み合わせは、配偶者の相続分が多めに設定されています。また、配偶者と兄弟姉妹の組み合わせでは、さらに配偶者の相続分が多くなります。

③ 配偶者+兄弟姉妹=配偶者：4分の3+兄弟姉妹：4分の1

となりますが、法定相続人の全員が合意により遺産分割協議書というものを作成して、上記以外の割合を任意に設定することも可能です。ただし、遺言書が存在する場合には注意が必要です。

Q:父が亡くなり20年が経ちます。今になって、父の名義の財産が出てきたのですが、この財産は、どのように扱ったらよろしいのでしょうか？また、そもそも、相続はいつ始まったことになるのでしょうか？

被相続人（お父様）が亡くなってから20年経過後に被相続人名義の財産が出てきたとしても、その財産は、当然に相続人に移転します。

ただし、相続人の中には、それ以降に亡くなってしまった方がいたり、時間の経過とともに事務的に煩雑になったりすることが予想されますので、とても注意が必要な作業です。

話を戻すと、相続というものは、死亡を原因として開始します。すなわち、今日が2008年2月6日だとして、お父様がお亡くなりになられたのが、1988年3月4日だとすると、相続の諸手続を行う際の相続開始日というものは、今日、ではなく、被相続人の死亡年月日である、1988年3月4日となります。

相続が開始するということは、被相続人に帰属していた権利義務のうち、一身専属権と祭祀財産を除いたものが、死亡という事実により、法律上当然に、また個々の財産につき一体として相続人に移転することをいいます。

※ 一身専属権・・・資格など、その人に固有に与えられた権利

※ 祭祀財産・・・系譜、祭具、墳墓などの所有権

Q：失踪や災害など、行方がわからなくなった場合の相続はどういう扱いになるのでしょうか？

行方がわからない場合、失踪宣告という制度があります。残された方々の権利を著しく不安定にする可能性があるため、このような制度ができました。不在者の生死が不明となってから7年間の満了したときに（危難失踪の場合は危難が去ったときに）、利害関係人である配偶者などの申し立てにより、家庭裁判所が失踪した旨の宣告を行います。失踪宣告が行われると、法律上、死亡したものとみなされ、その時点において不在者の相続が開始をされます。

また、先般の東日本大震災など、災害に遭遇した際に死亡者の確認ができない場合には、認定死亡という制度があります。死亡した際の状況を判断して、死亡が決定されます。認定死亡では、災害などにより死亡したことが確実であると客観的に判断ができるが、遺体などにより死亡の事実を確認できない場合、取調べを担当した官公署が、『死亡』を認定するものであり、認定と同時にその効果を発生させます。

Q：父の死亡後、多額の借金を残していたことがわかりました。借金も相続することになるのでしょうか？どういった方法がありますか？

相続財産にはプラスの財産もマイナスの財産もあります。ただし、財産を相続するもしないも相続人の自由です。相続が発生した際、相続人には被相続人の財産を承継するにおいて3つの選択肢が存在します。

- ① 単純承認＝被相続人の財産や債務のすべてを承継する
- ② 相続放棄＝被相続人の財産や債務を一切承継しない
- ③ 限定承認＝被相続人の財産や債務の内容が不明だが、財産が残る可能性がある場合についてのみ、相続人が財産の範囲内において債務を承継する

なお、②と③については申述という手続きを行わなければなりません。申述は、相続人（未成年者と成年後見人はその法定代理人）が、家庭裁判所に対して行うものであり、原則、相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月以内に行わなければなりません。ただし、第一順位の方が相続放棄などを行った場合、その地位は第二順位、第三順位の方々へと移っていきますので、注意が必要です。

申述先となる家庭裁判所は、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所ですが、3ヶ月間の相続財産の調査では時間的に不十分である場合には、その期間の伸長が認められる場合があります。